

時評



弁護士(23期)
梓澤和幸

司法研修所を卒業するその日に同期の仲間が罷免された。23期の法律家はその刻印を背負って法律家としての日々を歩むことになった。阪口徳雄君が裁判官を志望して任官を拒否された7名の拒否理由を明らかにしてほしいと卒業式で発言したことを理由に罷免されたのは、1971年4月5日夕方のことである。これは石田和外長官が率いる最高裁判官会議の決定による処分であった。

23期の群像が対峙を余儀なくされた石田和外という裁判官のことは、歴史、憲法、政治学などの研究者によってあらためて解明されるべきことと思う。石田長官は1969年1月11日、佐藤栄作首相によって、最高裁判官に任命された。

石田裁判官は、1928年に任官、戦後は最高裁人事局長、最高裁事務総長、東京高裁長官など(中略)司法行政畑を歩きつづけ、1963年6月最高裁判事になるまで、日本国憲法下では裁判をした経験を持たないという経歴であった。『検証・司法の危機』(鷺野忠雄・日本評論社・2015年)。彼は剣道の世界でよく知られた人物であった。第二代剣道連盟会長を務めたほか、一刀正伝無刀流第五代宗家を務めた。元号法制化

司法の希望を語りたい。

国民会議の初代会長となった。同国民会議は石田元裁判官の死後、日本会議の前身の一つである日本を守る国民会議に改組された。石田和外裁判官が長官在任時代には最高裁事務局、東京地裁、鹿児島地裁などで青法協会員裁判官への脱会工作がはげしく行われた。少なくない退会者が内容証明郵便で退会届を青法協に送りつけた。踏絵の証(あかし)である。

阪口君の罷免は苦しいできごとだった。

仲間が首切られて法律家の仕事ができないのに、自分たちだけ弁護士の仕事をやるわけにはいかない。良心の呵責で生きた心地がしない日々が続いた。

全国から殺到する講演やアピール依頼を受けて、市民団体、消費者団体、学生自治会、サークル、労働組合が準備する集会を飛びまわった。こういう活動をする23期弁護士は所属した法律事務所の経営者や先輩との葛藤も体験した。辛い日々だった。しかし、何より最も苦しかったのは、阪口君であり、裁判官不採用となった7名の人たちである。そのことを思って耐えて動いた。病を抱え、若くして他界した人や家庭で深刻な不和を抱えた人もいた。

宮本裁判官再任拒否、任官拒否、阪口君罷免反対の日弁連定時総会の決議、法律家の署名、全国各地に司法の独立を守る国民会議が結成されて活動するなど、最高裁を批判する声は大きく拡がり、マスメディアもこの非道な措置に批判の声をあげた。この拡がりの結果、直後の国民審査で対象裁判官平均

12.95%の×票が入り、下田武三判事に至っては、15.17%の×票が入った。

このような国民的な批判のひろがりの中で処分から2年後、阪口君の法曹資格は回復された。

来る11月23日開催される第50回司法制度研究集会では、「司法の危機の時代から50年」のサブタイトルで、「司法の独立、裁判官の独立」がテーマとしてあげられるという。多彩な出演者の中で、私は井戸謙一弁護士の「司法の可能性と限界と〜司法に役割を果たさせるために〜」というテーマに関心を持った。

23期は出発の日から権力によって絶望をつきつけられた。しかし、それは闘いを呼び、人と人が支え合い励ましあう友情を育てた。その中から法律家として最も大切な力——、共感力と正義感を持った法律家が数多く輩出した。当の阪口君が適例である。井戸謙一氏のテーマに戻ると、31期で任官したこの世代の裁判官も裁判所内部でたいへんな苦労と努力の連続だったと考えられる。

困難な時代に裁判官を経験し、冤罪や原発訴訟で弁護士としても実績をあげている同氏が裁判官時代の厳しい体験の中でどのようにして、感性と実務的力量を育てたのか、裁判官と弁護士の両方の体験をお聞きできることは意義深いことと思う。新井章弁護士、鷺野忠雄弁護士の血肉化された「この司法を生きぬく思想」をうかがえることも楽しみである。危機は深まっている。この時代にこそ司法に内在する希望を語りたい。

(あずさわ かずゆき)